

子育て支援センターの次期指定管理者について

1 設置の目的

児童福祉法第6条の3第6項に規定されている「地域子育て支援拠点事業」を実施するため、平成22年4月1日開設。

【事業概要】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。

【開所日・時間】

月～土曜日、第2・4日曜日 午前8時30分から午後5時まで

※利用時間は午前9時から午後4時まで

※日・祝日、年末年始は休館

2 指定管理者による管理運営

平成22年度から25年度までは町直営で運営し、平成26年度からは指定管理者制度により、指定管理者が管理運営を実施。

(1) これまでの指定管理の期間、指定管理者

平成26～30年度 社会福祉法人 長崎たちばな会

令和元～5年度 社会福祉法人 長崎たちばな会

(2) 次期指定管理の期間、指定管理者

令和6～10年度 社会福祉法人 長崎たちばな会

※次期指定管理者決定までの流れ

令和5年4月～6月 公募

7月～8月 指定管理者選定委員会にて指定管理候補者の決定

9月 芦屋町議会にて指定管理者指定議案可決

令和6年 4月 次期指定管理者による管理運営開始

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

利用定員の変更施設

施設名	認定こども園 芦屋中央幼稚園			
施設の種類	幼稚園型認定こども園			
利用定員		1号認定 (幼稚園部分)	2・3号認定 (保育所部分)	合計
	変更前	150人	40人	190人
	変更後	120人	40人	160人
	増減	△30人	-	△30人
変更時期	令和6年4月1日			
変更理由	1号認定（幼稚園部分）の児童数が定員未満の110人前後で推移しており、また、近年の町内の児童数が減少傾向にあることから、実情に合わせた利用定員とするため。			